

## 令和3年小野町議会定例会9月会議

### 議事日程（第1号）

令和3年9月2日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第37号 令和2年度小野町一般会計歳入歳出決算の認定について  
〔上程、説明、質疑、討論、採決、以下日程第10まで同じ〕
- 日程第 5 議案第38号 令和2年度小野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第39号 令和2年度小野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第40号 令和2年度小野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第41号 令和2年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第42号 令和2年度小野町文化・体育振興基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第43号 令和2年度小野町水道事業決算の認定について
- 日程第11 議案第44号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第3号）  
〔上程、説明、質疑、以下日程第17まで同じ〕
- 日程第12 議案第45号 令和3年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第46号 令和3年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第47号 令和3年度小野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第48号 令和3年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第49号 令和3年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第50号 令和3年度小野町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第51号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例について  
〔上程、説明、質疑、以下日程第23まで同じ〕
- 日程第19 議案第52号 小野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第53号 小野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第54号 小野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第55号 小野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第56号 小野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正す

る条例について

日程第24 議案第57号 田村広域行政組合規約の変更について

〔上程、説明、質疑〕

日程第25 議案第58号 小野町過疎地域持続的発展計画について

〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

日程第26 議案第59号 町有財産の無償貸付について

〔上程、説明、質疑〕

日程第27 議案第60号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

〔上程、説明、質疑、採決〕

日程第28 議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

〔上程、説明、質疑、採決〕

日程第29 議案の委員会付託

日程第30 報告第5号 令和2年地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

#### 出席議員（11名）

1番	會田百合子君	2番	中野孝一君
3番	緑川久子君	4番	先崎勝馬君
5番	渡邊直忠君	6番	会田明生君
7番	吉田康市君	8番	宗像芳男君
9番	水野正廣君	10番	久野峻君
12番	田村弘文君		

#### 欠席議員（1名）

11番 竹川里志君

---

#### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上昭正君	副町長	菅野望君
教育長	有賀仁一君	総務課長	吉田吉広君
企画政策課長	西牧英一君	税務課長	吉田徳一君
町民生活課長	鈴木稔君	健康福祉課長	先崎秀一君

子育て支援課長	村 上 昭 一 君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	郡 司 功 君
地域整備課長	遠 藤 靖 次 君	教 育 課 長	佐 藤 浩 君
会計管理者 兼出納室長	吉 田 ひろ子 君	代表監査委員	佐久間 金 治 君

---

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	石 井 一 一	次	長 郡 司 治 子
書 記	清 水 綾 子	書 記	佐 藤 真 路

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和3年小野町議会定例会9月会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

なお、11番、竹川里志議員より、本日の会議を欠席する旨の届けがありましたので、ご報告申し上げます。

---

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、

1番 會 田 百合子 議員

2番 中 野 孝 一 議員

を指名します。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（田村弘文君） 日程第2、定例会9月会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

5番、渡邊直忠議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 渡邊直忠君登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡邊直忠君） 去る8月30日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和3年小野町議会定例会9月会議の会議日程については、9月2日から9月10日までの9日間を目途に進めることといたしました。

次に、議案の採決方法について、議案第37号、議案第44号及び議案第60号から議案第61号までについては起立採決とし、議案第38号から議案第43号まで及び議案第45号から議案第59号までについては簡易採決により行うことといたしました。

なお、議案第58号及び議案第60号から議案第61号までについては、委員会付託を行わず、議案が上程された日に採決を行うことといたします。

以上をもって報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、定例会9月会議の日程は、本日から9月10日までの9日間を目途に進めることといたします。

次に、議案の採決方法について、議案第37号、議案第44号及び議案第60号から議案第61号までについては起立採決とし、議案第38号から議案第43号まで及び議案第45号から議案第59号までについては簡易採決により行うことといたします。

また、議案に対する討論がある場合には、最終日前日までに議長へ通告願います。

定例会9月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から報告書が提出されております。

また、教育委員会から、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎議案第37号～議案第43号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第37号 令和2年度小野町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10、議案第43号 令和2年度小野町水道事業決算の認定についてまで7議案を一括して議題といたします。

義務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

---

◎議案第37号～議案第43号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 令和3年小野町議会定例会9月会議が開催されるに当たり、議員の皆様には、時節柄何かとご多用の中、ご参集をいただきご審議賜りますこと、厚く御礼を申し上げます。

今定例会にご提案申し上げます案件は、令和2年度各会計決算認定案件7件、令和3年度各会計補正予算案件7件、条例改正案件6件、規約の変更案件1件、計画策定案件1件、財産の無償貸付案件1件、人事案件2件の議案25件のほか、報告1件となっております。

以下、その概要につきましてご説明を申し上げますが、まず、直近の主な行政諸般の動向につきまして、その状況を申し上げます、議員各位のご理解とご協力、ご支援を賜りたいと存じます。

初めに、喫緊の課題であります新型コロナウイルス感染症についてであります。全国的にはほぼ全ての地域で新規感染者数が急速に増加しており、福島県では、福島市、郡山市及びいわき市をまん延防止等重点措置の区域に指定するほか、全県を対象に福島県非常事態宣言を発出し、感染拡大防止策に取り組んでいる状況であります。

本町の感染状況であります。今年の6月には感染者がゼロでありましたが、7月中旬以降からは新規感染者の確認が続き、年代も10代、20代の感染も見受けられ、誰もがどこで感染してもおかしくない、そういう状況であることを再認識し、改めて強い危機感を抱いているところであります。

一方、ワクチン接種の状況につきましては、7月末で希望される65歳以上の方への2回目の接種を終え、7月中旬から基礎疾患をお持ちの方及び60歳から64歳までの方に対する接種を開始いたしました。また、接種対象年齢を引き下げて、60歳未満の方を対象とした接種を8月21日から協力医療機関での個別接種により順次進めており、おおむね10月末までには2回目の接種を終えるものと見込んでおります。

今般のワクチン接種につきましては、準備段階から現在に至るまで、田村医師会はじめ医療関係者の皆様のご協力で改めて敬意と感謝を申し上げます。

今後も、感染力の強い変異株への置き換わり、ワクチン接種後でも感染するブレイクスルー感染など、予断を許さない状況でありますので、引き続き町民の皆様には、不要不急の外出を控え、マスクをつける、手を洗う、人と人の距離を取るなどの徹底した感染予防対策を呼びかけてまいりますとともに、ワクチン接種を円滑に進め、一刻も早く平穏な日常を取り戻すことができますよう全力を挙げて取り組んでまいります。

なお、町の感染症対策の体制といたしましては、これまで対策本部会議を20回開催し、感染状況などの情報共有を図るとともに、現時点の状況を踏まえて、町主催の会議及び各種行事等の開催方針や感染拡大時における町の業務継続の方針を策定するなど、スピード感を持って様々な対策の強化を図っております。

感染症の影響を受けている地域経済活動の支援といたしましては、売上げに大きな影響があった飲食店や事業所に対しまして、引き続き事業継続緊急支援給付金の追加支援を行ったところであります。また、小桜ちゃんプレミアム付商品券のプレミアム率の増額、第3弾となる応援商品券の配布は、町内の飲食店や店舗において積極的に利用され、売上増につながっていることを商工会及び店舗、町民の皆さんより伺っており、個人消費の拡大と地域経済の好循環が期待されているところであります。

感染拡大に伴う町行事等の対応につきましては、県内外の極めて厳しい感染状況を踏まえ、町民の皆様はじめ参加者の健康と安全を優先し、やむを得ず中止する行事がございますが、何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

次に、災害対策につきましては、去る7月31日に各自主防災会長にご参加をいただき、町民体育館において避難所設営訓練を実施いたしました。IP無線機を利用した通信訓練や新型コロナウイルス感染症対策を含めた避難者受入れ訓練、段ボールパーテーションや段ボールベッドの組立てなど実践的な訓練を行いました。

また、例年実施しております小野町総合防災訓練につきましては、感染拡大防止の観点から、内容を変更いたしまして、今年度は9月5日に各自主防災会会長にご出席をいただきまして、防災気象情報や災害への心構えなどについての防災研修を開催する予定であります。

これから台風のシーズンを迎えますが、自然災害はいつ、どこで、どのようなものが発生するのか、予測は極めて困難であります。災害から身を守るためには、日頃から防災について考え、しっかりと備えておくことが重要でありますので、そのためにも自主防災組織の強化を図り、地域における防災力の向上に努めてまいります。

次に、5月より作業を進めてまいりました過疎地域の持続的発展のための基本方針を定めた過疎地域持続的発展計画につきましては、このたび県との協議が終了し、同意を得られましたことから、計画策定に関する議案を今定例会に提出させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、認定こども園整備に関しましては、令和4年4月の開園に向けて、町との協定に基づき、施設の設置・運営をいたします社会福祉法人啓誠福祉会において、園舎建設工事が計画どおり進捗しております。並行して、保育士及び幼稚園教諭の募集も行うなど、ハード・ソフトの両面において開園に向けた準備が進められている状況であります。

また、9月初めには、保護者、運営事業者及び町で構成する第1回の三者協議会を開催し、町立の幼稚園、保育園から認定こども園への円滑かつ適正な引継ぎに関する事、開園後の保育内容等に関する事など、開園に向けての協議・確認を進めてまいります。開園までに、あと約7か月となりましたが、今後も事業者と連携し、認定こども園への円滑な移行を進め、子育て環境の充実を図ってまいります。

次に、小・中学校の教育活動に関しましては、8月25日から2学期がスタートいたしましたが、学校の教育活動やスクールバスの運行に当たっては、熱中症予防に注意しながら、新型コロナウイルス感染症の対策に万全を期して児童・生徒の安全確保に力を注いでまいります。

また、学習の環境整備におきましては、電子黒板映写兼用黒板やプロジェクターの整備を行っているところであり、既に児童・生徒に配付いたしましたタブレットと併せて、ICT機器を活用した学習の充実を図ってまいります。

学校外授業といたしまして、小学生国際交流体験事業においては、小学校6年生全員が天栄村のブリティッシュヒルズにおいて、英会話と異文化を体験してきました。参加児童からは、最初は慣れなくても次第に話していることが理解でき、よい経験になったとの感想が寄せられたと報告を受けております。今後も、教育委員会や学校現場と連携しながら、更に支援を進めてまいりたいと考えております。

次に、主な農作物の作柄状況であります。水稲につきましては、梅雨明け後の台風発生や低温の日も続き、日照不足による生育不良や一部でいもち病が発生しており、今後の天候などによる回復が望まれるところであります。

米価の見通しにつきましては、主食用米から非主食用米への転換増が見込まれていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で外食産業での消費が減少するなどから在庫が増えている状況にあり、この状況が令和3年産米の価格に影響を及ぼすことが懸念されているところであります。

葉タバコにつきましては、昨年は梅雨の長雨の影響により、収量はやや減少いたしました。今年は一昨年と同水準の収量に回復する見通しであります。

インゲン、ピーマン、トマトなどの野菜につきましては、水稲と同じく、梅雨明け後の台風発生や低温の日が続いた影響で、収量は昨年を下回っている状況であります。

次に、有害鳥獣駆除事業につきましては、イノシシによる農作物への被害が近年増加していることから、町は鳥獣被害対策実施隊と連携し、その対策に当たっており、年間300頭近いイノシシの捕獲を行っております。今年度は新たに、イノシシ被害防止総合対策実証事業として、イノシシ被害が顕著な地区をモデル地区として、地域の方々や鳥獣被害対策実施隊等のご協力の下、電気柵の設置のほか、ワイヤーメッシュや最新のICT機器を活用した捕獲実証など、総合的な対策を講じることとしております。

このほか、高齢化が進む実施隊の支援として、新規に狩猟免許等を取得する方への取得費用の助成や、農家自らが電気柵を設置する場合の経費の助成など、鳥獣被害対策の強化を図っているところであります。

次に、右支夏井川河川改修事業につきましては、現在県において、護岸工事のほか、小野橋、荒町橋、長生橋の橋梁工事を施行中であり、小野橋前後の主要地方道船引・大越・小野線の道路工事、長生橋の上部工の工事については今年度中に完成する見込みであります。

以上、令和3年度に実施しております主な主要事業の一端を述べさせていただきました。

それでは、今定例会9月会議に提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第37号 令和2年度小野町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第43号 令和2年度小野町水道事業決算の認定についてまでであります。初めに、議案第37号 令和2年度小野町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

令和2年度の一般会計の決算総額は、歳入総額72億6,476万3,829円、歳出総額69億2,984万1,795円、歳入歳出差引額は3億3,492万2,034円となり、翌年度への繰越額の財源として1億1,935万5,500円を差し引いた実質収支額は2億1,556万6,534円となりました。

次に、議案第38号 令和2年度小野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和2年度決算額は、歳入総額11億9,408万7,257円、歳出総額11億912万382円となり、実質収支である歳入歳出差引額は8,496万6,875円となりました。

次に、議案第39号 令和2年度小野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります、令和2年度決算額は、歳入総額1億1,618万3,541円、歳出総額1億1,577万174円となり、実質収支である歳入歳出差引額は41万3,367円となりました。

次に、議案第40号 令和2年度小野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります、令和2年度決算額は、歳入総額14億5,933万8,349円、歳出総額12億9,403万4,222円となり、実質収支である歳入歳出差引額は1億6,530万4,127円となりました。

次に、議案第41号 令和2年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります、令和2年度決算額は、歳入総額7,535万6,747円、歳出総額7,110万1,979円で、実質収支である歳入歳出差引額は425万4,768円となりました。

次に、議案第42号 令和2年度小野町文化・体育振興基金特別会計歳入歳出決算の認定についてであります、令和2年度決算額は、歳入総額270万3,483円、歳出総額196万5,487円で、実質収支である歳入歳出差引額は73万7,996円となりました。

次に、議案第43号 令和2年度小野町水道事業決算の認定についてであります、令和2年度の収益的収支決算額は、収入総額1億6,775万8,483円に対し、支出総額は1億5,195万5,427円となりました。資本的収支決算額につきましては、収入総額4,356万7,050円に対し、支出総額が9,723万3,244円となりました。資本的収入が資本的支出に不足する額5,366万6,194円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額375万5,506円、過年度分損益勘定留保資金4,991万688円で補填しました。

以上、議案第37号から議案第43号までの令和2年度各会計決算認定7案件につきましてご説明を申し上げます。

なお、細部につきましては、副町長以下、担当課長等により説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（田村弘文君） 暫時休議といたします。

これより、ただいま町長から報告がありました最近の主な行政諸般の内容を記載した書面を配付いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○議長（田村弘文君） 配付漏れはありませんか。

[発言する者なし]

○議長（田村弘文君） なければ、再開いたします。

---

## ◎決算の審査結果の報告

○議長（田村弘文君） 次に、決算の審査結果の報告を代表監査委員に求めます。

代表監査委員。

佐久間金治代表監査委員。

〔代表監査委員 佐久間金治君登壇〕

○代表監査委員（佐久間金治君） 令和2年度決算に関する審査結果を報告いたします。

まず、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、予定していた事業の中止や延期、変更に加え、対応のため新たな事業の実施により、業務量が増大する中、限られた人員で遺漏なく事務事業の執行に当たられた職員の皆様に深く感謝いたします。

令和2年度一般会計・特別会計の歳入歳出決算及び水道事業決算につきましては、各決算書、報告書の審査に併せ、関係帳簿、証書などの関係書類と照合し、細部にわたる審査及び各課長の事情聴取を行いました。会計処理、計数等は正確であり、適正な決算と認めます。

また、投資的事業等の施行状況について、30件を抽出し、現地において審査いたしましたが、いずれも良好な完成と成果を認めます。

なお、細部にわたる意見につきましては、令和2年度各会計決算審査意見書のとおりです。

以上、決算審査のご報告といたします。

---

#### ◎議案第37号の質疑

○町長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第37号 令和2年度小野町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第37号について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第38号～議案第43号の質疑

○議長（田村弘文君） 次に、議案第38号 令和2年度小野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第43号 令和2年度小野町水道事業決算の認定についてまでの6議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第38号から議案第43号までの6議案について質疑を終わります。

---

◎議案第44号～議案第50号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第11、議案第44号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第3号）から日程第17、議案第50号 令和3年度小野町水道事業会計補正予算（第1号）まで、7議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

[議会事務局長朗読]

---

◎議案第44号～議案第50号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

[町長 村上昭正君登壇]

○町長（村上昭正君） 議案第44号から議案第50号までの令和3年度各会計補正予算7案件についてご説明申し上げます。

初めに、議案第44号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に1億1,925万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億6,171万8,000円とする補正予算であります。

補正の主な内容についてであります。歳入につきまして増額となる主なものは、町税において町民税、固定資産税、軽自動車税、地方交付税において交付額の確定による普通交付税、国庫支出金において新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、県支出金において復興に向けた学びを通じた協働のまちづくり事業補助金、林業専用道整備事業県補助金、繰越金において令和2年度決算に伴う前年度繰越金であります。

減額となる主なものは、地方特例交付金において新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、国庫支出金において地域学校協働活動本部事業国庫補助金、繰入金において財政調整基金繰入金、町債において臨時財政対策債であります。

歳出につきましては、増額となる主なものは、総務費において公共施設公共無線LAN機器整備業務委託料、衛生費において水道事業会計補助金、農林水産費において林業専用道整備事業分筆測量業務委託料、教育費において小野小学校のり面災害復旧測量調査設計業務委託料、諸支出金において財政調整基金積立金であります。

減額となる主なものは……大変失礼いたしました。先ほど、公共施設公共無線LANと申し上げましたけれ

ども、公共施設公衆無線LANに訂正をさせていただきます。諸支出金におきまして財政調整基金積立金であります。

減額となる主なものは、農林水産業費において浮金第二地区換地業務委託料を減額するほか、各費目において新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止したことに伴い、各種事業予算額の減額であります。

次に、議案第45号 令和3年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に5,404万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億1,920万5,000円とする補正予算であります。

補正の主な内容につきましては、歳入におきまして、国民健康保険税前年度繰越金を増額するものであります。

歳出におきまして、国民健康保険事業費納付金において国民健康保険事業費納付金医療給付分費分を増額し、予備費におきまして歳入歳出の収支の調整を行うものであります。

次に、議案第46号 令和3年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に41万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,765万3,000円とする補正予算であります。

補正の内容につきましては、歳入におきまして前年度繰越金を増額し、歳出におきまして後期高齢者医療広域連合納付金を増額、諸支出金において過年度保険料還付金を増額するものであります。

次に、議案第47号 令和3年度小野町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に5,442万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億1,923万8,000円とする補正予算であります。

補正の内容につきましては、歳入におきまして前年度繰越金を増額し、歳出におきまして、諸支出金において前年度国県等負担金等実績確定による返還金を増額し、予備費で歳入歳出の収支調整を行うものであります。

次に、議案第48号 令和3年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に200万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,934万2,000円とする補正予算であります。

補正の内容につきましては、歳入におきまして前年度繰越金を増額し、歳出におきまして、諸支出金において消費税及び地方消費税納付金を増額し、予備費で歳入歳出の収支調整を行うものであります。

次に、議案第49号 令和3年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に73万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を280万9,000円とする補正予算であります。

補正の内容につきましては、歳入におきまして前年度繰越金を増額し、歳出におきまして基金造成費を増額するものであります。

次に、議案第50号 令和3年度小野町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。補正の内容につきましては、資本的収入につきましては工事負担金を770万円増額、一般会計からの補助金を825万円増額するものであります。

資本的支出につきましては、建設改良費におきまして右支夏井川河川改修事業に伴う配水管布設替工事費

1,595万円を増額するものであります。

以上、議案第44号から議案第50号までの令和3年度各会計補正予算7案件につきましてご説明申し上げましたが、いずれも真に必要な補正予算であります。

なお、細部につきましては、それぞれ副町長以下、担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願いをいたします。

---

#### ◎議案第44号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第44号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第44号について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第45号～議案第50号の質疑

○議長（田村弘文君） 次に、議案第45号 令和3年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第50号 令和3年度小野町水道事業会計補正予算（第1号）までの6議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第45号から議案第50号までの6議案について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第51号～議案第56号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第18、議案第51号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例についてから日程第23、議案第56号 小野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例まで、6議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

[議会議務局長朗読]

---

◎議案第51号～議案第56号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

[町長 村上昭正君登壇]

○町長（村上昭正君） 議案第51号から議案第56号までの条例の一部改正6案件につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第51号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の創設及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容といたしまして、1つ目は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の創設により、過疎地域において、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの期間内に租税特別措置法の規定を受ける事業の用に供する固定資産を取得した場合、当該資産に係る固定資産税の課税を3か年度分に限り免除するほか、課税免除となる固定資産の取得価格要件を業種別に設ける改正。

2つ目は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正により、地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除適用期限を令和5年3月31日まで延長する改正を行うもので、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第52号 小野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行する主体として明確に位置づけられ、これに伴い、現在本町において徴収している個人番号カードの再交付に係る手数料については、地方公共団体情報システム機構が徴収することとなったため、本条例から再交付に関する手数料の規定を削除するものであり、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用するものであります。

次に、議案第53号 小野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正により、所要の改正を行うものであります。

主な改正といたしましては、感染症または災害発生時における安定的な継続的なサービスの提供に関する事項、ハラスメントに関する禁止事項、高齢者虐待防止に関する事項等を追加するほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第54号 小野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正により所要の改正を行うものであり、前号議案同様の改正が主な内容であります。

次に、議案第55号 小野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正により所要の改正を行うものであり、前号議案同様の改正が主な内容であります。

次に、議案第56号 小野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正により所要の改正を行うものであり、前号議案同様の改正が主な内容であります。

以上、議案第51号から議案第56号までの条例の一部改正案件6件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしく願いいたします。

---

#### ◎議案第51号～議案第56号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第51号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例についてから議案第56号 小野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてまでの6議案を一括して質疑といたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第51号から議案第56号までの6議案について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第57号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第24、議案第57号 田村広域行政組合規約の変更についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

[議会議務局長朗読]

---

#### ◎議案第57号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

[町長 村上昭正君登壇]

○町長（村上昭正君） 議案第57号 田村広域行政組合格約の変更についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第286条第1項の規定により、田村広域行政組合格約の一部変更について、構成団体の田村市及び三春町と協議をするため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

規約変更の内容といたしましては、1つ目は、三春町が令和4年3月1日からし尿及び浄化槽汚泥の処理を単独で当該町が管理する下水処理施設で行うため、組合の共同処理する事務の規定のうち、し尿処理施設の設置、維持管理及びし尿処理の事務並びに経費区分のうち、し尿処理施設運営経費負担の構成団体から三春町を除外し、田村市、三春町及び小野町が共同で処理する事務に、し尿の収集・運搬に関する事務及び経費区分にし尿収集運搬経費を新たに設けるもので、この変更は令和4年3月1日から施行するものであります。

2つ目は、令和4年9月1日から、田村市及び小野町の両町で発生するし尿及び浄化槽汚泥を両町が整備する下水処理施設で処理するため、令和4年3月1日施行後の組合の共同処理する事務の規定から、し尿処理施設の設置、維持管理及びし尿処理の事務並びに経費区分から、し尿処理施設運営経費について、それぞれ削除するもので、この変更は令和4年9月1日から施行するものであります。

3つ目は、田村地方衛生処理センターの解体事業については、田村市、三春町及び小野町の共同処理する事務とし、経費負担割合については、昭和57年度から当該施設解体時までの累計利用割による負担とすることを附則で定めるものであります。

以上、議案第57号の規約の変更案件1件につきましてご説明を申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしく願いいたします。

---

#### ◎議案第57号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第57号 田村広域行政組合格約の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第57号について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第58号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第25、議案第58号 小野町過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

---

#### ◎議案第58号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 議案第58号 小野町過疎地域持続的発展計画についてご説明を申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日で期限を迎えたことから、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、過疎地域の持続的発展の基本的方向や到達すべき目標と、そのための基本的な施策を示した計画を新たに策定するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、計画期間につきましては、令和3年度から令和7年度までの5年間とするものであります。

以上、議案第58号、計画策定案件1件につきましてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明といたします。よろしく願いいたします。

---

#### ◎議案第58号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第58号 小野町過疎地域持続的発展計画について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第58号について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第58号の討論

○議長（田村弘文君） 議案に対する討論を行います。

議案第58号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第58号の討論を終わります。

---

#### ◎議案第58号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第58号 小野町過疎地域持続的発展計画についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第58号については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第59号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第26、議案第59号 町有財産の無償貸付についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

---

◎議案第59号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 議案第59号 町有財産の無償貸付について、ご説明申し上げます。

本案は、現在、小野町大字小戸神字本南内337番ほか6筆の学校用地及び校舎建物の普通財産を借り受けしている福島県郡山市喜久田町卸1丁目117番地1、株式会社エコより、今年9月30日をもって契約期間が終了となることから、引き続き障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、障害者の就労訓練の場として当該財産を活用したい旨の申請があり、町といたしましては、その活動内容は本町の障害者福祉サービスの向上に寄与することから無償で貸し付けたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、貸付の期間につきましては、貸付契約締結の日から5年間とするものであります。

以上、議案第59号、町有財産の無償貸付案件1件についてご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ副町長以下、担当課長等より説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

---

◎議案第59号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第59号 町有財産の無償貸付について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第59号について質疑を終わります。

---

◎議案第60号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第27、議案第60号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

[議会事務局長朗読]

---

#### ◎議案第60号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

[町長 村上昭正君登壇]

○町長（村上昭正君） 議案第60号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、本年9月28日で任期満了となります現委員の村上高一氏より、本任期満了をもって退任したい旨、申出があったことから、小野町大字谷津作字南作48番地、郡司初夫氏を小野町固定資産評価審査委員会の委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、選任された日から3年間となるものであります。

以上、議案第60号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。よろしく願いいたします。

---

#### ◎議案第60号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第60号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第60号について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第60号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、討論を省略し、議案の採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

議案第60号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第60号 小野町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第61号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第28、議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

---

#### ◎議案第61号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、本年12月31日で任期満了となります現委員の佐藤文子氏より、本任期満了をもって退任したい旨申出があったことから、小野町大字湯沢字登館6番地、長谷川喜久子氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、任期につきましては、委嘱された日から3年間となるものであります。

以上、議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願いたします。

---

◎議案第61号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第61号について質疑を終わります。

---

◎議案第61号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、討論を省略し、議案の採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、適任とする意見に賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第61号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任とする意見に決定いたしました。

---

◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第29、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

◎報告第5号の報告

○議長（田村弘文君） 日程第30、報告第5号 令和2年度地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について、朗読を省略し、町長の報告を求めます。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 報告第5号 令和2年度地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和2年度の決算における健全化判断比率として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標と併せて、公営企業会計の小野町水道事業会計及び小野町浄化槽整備推進事業特別会計の資金不足比率を報告するものであります。

実質公債費比率につきましては、前年度より0.5%低い5.6%であります。

なお、実質公債費比率以外の指標につきましては、一般会計及び各特別会計の実質収支は黒字であり、また、公営企業会計の資金不足も生じていないなどから、それぞれの比率は算出されないものであります。

以上、報告第5号 令和2年度地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告につきまして報告といたします。

---

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって本日の会議日程は全部終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時16分